

「生乳需給安定クロスコンプライアンスに係るチェックシート」

1 申請者（酪農経営体）の情報

ア 申請年月日	
イ 申請する補助事業名	
ウ 個体識別情報システムの農家コード (複数牧場がある場合は「、」で区切り全て記載)	
エ 申請者名（法人の場合は法人名を記載）	
オ 代表者の役職・氏名 (上記と同様の場合は省略可)	
カ 郵便番号	
キ 住所 (複数牧場がある場合には、代表の住所を記載)	
ク 経産牛飼養頭数（令和 年 月末）	頭
ケ 補助事業申請月の3か月前の全生乳出荷量 (令和 年 月分)	kg

2 生産した生乳の取引先

コ 指定生乳生産者団体に全量又は一部を取引

サ 指定生乳生産者団体以外の事業者にも全量又は一部を取引

「サ」にチェックした方は出荷先事業者名を回答ください。

(複数ある場合は「、」で区切って全て記載してください)

シ (記入欄)

ス 自家加工等*に全量又は一部を使用

※自家加工又は地域の六次産業化の取組、子牛哺育を指し、使用量は取引乳量には含めません。

3 確認事項（チェックボックスにチェックしてください。）

セ □ 下記の酪農関係補助事業又はこれらと類似の補助事業が継続して措置された場合は、令和7年12月以降、当該補助事業への申請を行う際に、「生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用について」（令和7年2月28日付6畜第3109号農林水産省畜産局長通知。以下「局長通知」という。）第4の規定に基づき、自らの全出荷乳量（複数の出荷先がある場合には全ての出荷先への出荷乳量の合計。自家消費等は除く。）に応じた拠出金を、局長通知第2（3）に定める認定生乳需給安定化事業に、当該事業の運営団体等が定める単価や拠出方法等に従い、補助事業の申請を行う月の前々月までの12か月間*分を納付していることが要件となることを理解し、令和7年4月の生乳出荷分から拠出金の納付を行います。

※ 令和8年10月までに申請を行う場合には、令和7年10月以降、申請を行う月の前々月までの期間

- ・ 国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業のうち国産チーズ生産奨励等事業
- ・ バター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業のうち生乳流通改善緊急事業
- ・ バター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業のうちバター・脱脂粉乳需給不均衡改善緊急事業
- ・ 酪農経営支援総合対策事業のうち中小酪農等対策事業
- ・ 乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業
- ・ 酪農経営支援総合対策事業のうち酪農労働省力化対策事業（楽酪GO事業）
- ・ 畜産・酪農収益性強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）
- ・ ICT化等機械装置等導入事業（畜産ICT事業）

ソ □ 農林水産省及び生乳需給安定クロスコンプライアンスの対象補助事業の実施に携わる団体・事業者が、

- ① 本チェックシートで申告された情報を取得すること
- ② 生乳需給安定クロスコンプライアンスの実施に必要な範囲で利用することに同意します。

以上

生乳需給安定クロスコンプライアンスに係るチェックシート（様式例）

1 申請者（酪農経営体）の情報

ア 申請年月日	
イ 申請する補助事業名	
ウ 個体識別情報システムの農家コード (複数牧場がある場合は「、」で区切って全て記載)	
エ 申請者名(法人の場合は法人名を記載)	
オ 代表者の役職・氏名 (上記と同様の場合は省略可)	
カ 郵便番号	
キ 住所 (複数牧場がある場合には代表の住所を記載)	
ク 経産牛飼養頭数(令和 年 月末)	頭
ケ 補助事業申請月の3か月前の 全取引乳量(令和 年 月分)	kg

2 生産した生乳の取引先

コ 指定生乳生産者団体に全量又は一部を取引

サ 指定生乳生産者団体以外の事業者にも全量又は一部を取引

「サ」にチェックした方は、以下の記入欄に取引先事業者名を回答ください。

(複数ある場合は「、」で区切って全て記載してください)

シ

ス 自家加工等^{*}に全量又は一部を使用

^{*}自家加工又は地域の六次産業化の取組、子牛哺育を指し、使用量は取引乳量には含めません。

3 確認事項（チェックボックスにチェックしてください。）

セ 畜産局長が認定した生乳需給安定化事業に対して、当該事業の運営団体等が定める単価や抛出方法等に従い、本補助事業の申請を行う月の前々月までの12か月間[※]の自らの全取引乳量（複数の取引先がある場合には全ての取引先への取引乳量の合計）に応じた抛出金の納付を行いました。

※ 令和8年10月までに申請を行う場合には、令和7年10月以降、申請を行う月の前々月までの期間

ソ 以下の（1）～（3）の内容について、同意します。

（1）農林水産省や（独）農畜産業振興機構（同機構が実施する補助事業に限る。以下同じ。）、地方公共団体・団体・事業者であって生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用上で必要な者からの求めがあった場合には、生乳の生産量、自ら取引した数量及び経産牛飼養頭数が分かる資料、全ての取引乳量に基づき抛出金を納付していることが分かる伝票（乳代精算書、領収書、請求書等）を提出すること。

（2）農林水産省及び生乳需給安定クロスコンプライアンスの対象補助事業の実施に携わる団体・事業者が、

- ① 本チェックシートで申告された情報を取得すること
- ② 生乳需給安定クロスコンプライアンスの実施に必要な範囲で利用すること
- ③ 生乳需給安定化事業の運営団体等やこの団体等に抛出金の納付を行う生乳流通事業者及び関係団体に対して抛出金の納付実績の確認を目的として個人情報を提供すること

（3）生乳需給安定クロスコンプライアンスの要件の違反があった場合には、補助金の返還を行うこと。